

学 則

福岡工業大学短期大学部学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 実施方法については、別に定める。

第2節 組 織

(学科および学生定員)

第2条 本学に、情報メディア学科を置く。

2 前項の学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
情報メディア学科	160 人	320 人
計	160 人	320 人

(教育研究上の目的)

第2条の2 情報メディア学科は、情報教育を中心とした教育プログラムにより、高度にIT化された社会における即戦力となる情報活用能力を身に付けた人材の育成に加え、社会の構成員として力強く生きていくためのリテラシーを身に付けた人材を養成することを目的とする。特に情報活用能力は、コンピュータやプログラミング、情報メディアに関する知識の修得および実践的な取り扱い方を身に付け、リテラシーは社会科学や自然科学の基礎知識及びコミュニケーション力を身に付けることを目的とする。

(図書館)

第3条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設)

第4条 本学に、次の教育研究施設を置く。

名 称	目 的
総合メディアセンター	情報処理関連施設を管理運用し、教育と研究に資する。

(教務部・学生部)

第5条 本学に、教務部および学生部を置く。

第3節 職員の種類

(職員の種類)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員および技術職員を置く。

2 教育研究の円滑な実施に必要な業務を行うために、助手を置くことができる。

第4節 教授会

(構成)

第7条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師および助教で構成する。

(審議事項および運営)

第8条 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関し、必要な事項は福岡工業大学短期大学部教授会規程により定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月3日まで

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日 11月5日
 - (4) 春季休業 3月21日から4月10日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月9日まで
- 2 学長は、必要があるとき前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学 科

第1節 修業年限等

(修業年限)

第12条 学科の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、4年を超えて在学することができない。

ただし、第19条第1項の規定により入学した学生は、同19条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料および別に定める書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、教授会の議を経て選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するととも

に、所定の入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第19条 他の短期大学に1年以上在籍し、卒業または退学した者で、本学に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 休学、復学、転学、留学、退学、除籍および再入学

(休学)

第20条 疾病等によるやむを得ない理由により、4ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと思われる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 他の短期大学または大学への入学または転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 外国の大学または短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として第37条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第13条に定める在学年数を超えた者
- (3) 第21条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第27条 第25条および第26条第1号の規定により退学し、または除籍された者については、本人の再入学願い出により、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

第4節 教育課程および履修方法等

(教育課程および授業科目)

第28条 教育課程は、各授業科目を必修科目および選択科目に分け、各年次に配分して編成する。

- 2 授業科目は、一般教育科目および専門教育科目に分ける。
- 3 授業科目の種類および必修または選択科目別、並びに単位数等は、別表1のと

おりとする。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の学修時間を教室内および教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義および演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第30条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修)

第31条 学生は、別に定める履修要項にしたがって履修しなければならない。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、卒業研究、実験、実習、実技および演習等の授業科目については、試験以外の方法で、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(本学以外の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目で修得した単位を、本学での授業科目の履修により修得した単位とみなし、30単位を限度として、教授会の議を経て卒業の要件とする単位として認めることができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合にも準用する。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、短期大学

または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、前条第1項および第2項により認められた単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目および修得した単位について、教授会の議を経て、卒業の要件となる授業科目および単位として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定できる単位は、30単位を超えないものとする。

但し、前第33条、第34条により修得した単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第36条 授業科目の試験の成績は、優、良、可および不可の4段階をもって表示し、優、良、および可を合格とする。但し、教育上有益と認めるときは、優の上位に秀を設けることができる。

(試験等における不正行為の成績評価措置)

第36条の2 成績評価に関わる試験等の不正行為の措置に関して、必要事項は別に定める。

第5節 卒業および学位授与

(卒業)

第37条 本学の学科に2年(第19条第1項および第27条の規定により入学した学生については、それぞれ定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1に定めるところにより所定の授業科目を履修し、

次に掲げる単位数を含め合計62単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 一般教育科目は、必修科目の全部を含め合計14単位
- (2) 専門教育科目は、必修科目の全部を含め合計32単位
- (3) 第1号および2号以外に、一般教育科目および専門教育科目の中より合計16単位以上

(学位授与)

第38条 前条で卒業を認定した者については、教授会の議を経て、学長が短期大学士の学位を授与し、「卒業証書・学位記」を交付する。

第3章 通 則

第1節 賞 罰

(表彰)

第39条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当の理由がなく出席状況の著しく悪い者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第2節 厚生施設

(学生寮)

第41条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関し必要な事項は、別に定め

る。

第3節 研究生、科目等履修生および外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、短期大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第43条 本学において、一または複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生は、学期毎に許可する。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第32条の規定を準用する。
- 4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 検定料、入学金および授業料等

(授業料等)

第45条 学生は、授業料等（以下この節において、施設設備費、実験実習費、図書費および学生厚生費を含む。）を納入しなければならない。

(検定料、入学金および授業料等の額)

第46条 本学の検定料、入学金および授業料等の額は、別表2のとおりとする。

(授業料等の徴収)

第47条 授業料等は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて徴収する。

区 分	納 期
前期（4月1日から9月25日まで）	4月20日まで
後期（9月26日から翌年3月31日まで）	9月20日まで

(休学期間中の授業料等)

第48条 休学を許可された者の授業料等は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの額を免除する。

(退学、除籍および停学の場合の授業料等)

第49条 前期または後期中途で退学し、または除籍された者の授業料等は、当該期分を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(授業料等の免除および徴収の猶予)

第50条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合またはその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、または徴収を猶予することがある。

2 奨学生制度については、別に定める。

(研究生および科目等履修生の検定料、入学金および授業料等)

第51条 研究生および科目等履修生の検定料、入学金および授業料等については、別に定める。

(納入した授業料等)

第52条 既納の検定料、入学金および授業料等は、返納しない。

第5節 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

第6節 その他

第54条 この学則の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

(省略)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度において既存の情報メディア学科およびビジネス情報学科ならびに新たに設置する情報メディア学科の学生定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	2020年度	
	入学定員	収容定員
情報メディア学科	0	105
ビジネス情報学科	0	55
情報メディア学科	160	160

2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

別表1 学則第28条第3項にかかわる授業科目の種類および必修または選択科目の別ならびに単位数等

1 一般教育科目

科目分類	授業科目の種類	必修または選択の別	単位数	備考
初年次科目	教養ゼミナールⅠ	必修	1	
	教養ゼミナールⅡ	//	1	
	体育	選択	2	
	健康科学	//	2	
外国語科目	英語会話A	選択	2	
	英語会話B	//	2	
	実用英語A	//	2	
	実用英語B	//	2	
	中国語Ⅰ	//	2	
	中国語Ⅱ	//	2	
	ビジネス英語A	//	2	
	ビジネス英語B	//	2	
	海外語学演習	//	2	
キャリア科目	人間関係論	選択	2	
	キャリア発達論	//	2	
	ビジネス実務とマナー	//	2	
	進路設計Ⅰ	必修	2	
	進路設計Ⅱ	//	1	
	インターンシップ	選択	1	
	海外事情	//	1	
自然科学科目	線形代数Ⅰ	選択	2	
	微分積分学Ⅰ	//	2	
	線形代数Ⅱ	//	2	
	微分積分学Ⅱ	//	2	
	数学演習	//	2	
	物理学Ⅰ	//	2	
	物理学Ⅱ	//	2	
	生活と科学	//	2	
	統計学	//	2	
人文・社会科学科目	経済と社会	選択	2	
	現代社会論	//	2	
	日常生活と法律	//	2	
	九州学	//	2	
	日本国憲法	//	2	
	日本語表現法	//	2	

2 専門教育科目
 (情報メディア学科)

科目分類	授業科目の種類	必修または選択の別	単位数	備 考
科基礎	情報処理概論	必修	2	
	情報処理演習 I	//	2	
基幹科目	プログラミング基礎	選択	2	
	マルチメディア概論	//	2	
	情報数学	//	2	
	プログラミング I	//	2	
	グラフィック処理演習	//	2	
	情報処理演習 II	//	2	
	CG 概論	//	2	
	情報科学	//	2	
	オペレーティングシステム	//	2	
展開科目	電気電子基礎	選択	2	
	論理回路	//	2	
	コンピュータネットワーク	//	2	
	コンピュータアーキテクチャ	//	2	
	デジタル回路	//	2	
	電気回路	//	2	
	電子回路	//	2	
	電子情報実験	//	2	
	データベース概論	//	2	
	プログラミング II	//	2	
	プログラミング特論 (C 言語)	//	2	
	イノベーション実践 I	//	2	
	イノベーション実践 II	//	2	
	ICT 通論	//	2	
	ソフトウェア工学	//	2	
	データ構造	//	2	
	情報セキュリティ	//	2	
	デジタルデザイン	//	2	
	マルチメディア演習	//	2	
	DTP 演習	//	2	
	経営学概論	//	2	
CG 演習	//	2		
CG アニメーション	//	2		
メディア制作演習	//	2		

科目分類	授業科目の種類	必修または選択の別	単位数	備考
展開科目	情報処理演習Ⅲ	選択	2	
	情報処理演習Ⅳ	//	2	
	プレゼンテーション演習	//	2	
	ビジネス情報演習	//	2	
	経営戦略論	//	2	
	人的資源管理論	//	2	
	消費者行動論	//	2	
	簿記論	//	4	
	コンピュータ会計論	//	4	
PBL科目	組込みシステム開発	選択	2	
	ネットワーク構築実践	//	2	
	スマートフォンアプリ開発	//	2	
	ソフトウェア開発	//	2	
	ゲームソフトウェア開発	//	2	
	Web アプリケーション開発	//	2	
	シミュレーションプログラム開発	//	2	
	情報科学教育研究	//	2	
	数学教育研究	//	2	
	情報数学演習	//	2	
	メディアアート実践	//	2	
	デザイン実践	//	2	
	ビジネスプラン実践	//	2	
	経営戦略実践	//	2	
	ユニバーサルデザイン実践	//	2	
	映像制作	//	2	
Web デザイン実践	//	2		
デジタルアーカイブ実践	//	2		
マーケティング実践	//	2		
卒業研究	卒業研究	選択	2	

別表2 学則第46条にかかわる検定料、入学金および授業料等

1-1 検定料

(単位:円)

検定料	センター試験利用入学試験検定料
25,000	10,000

1-2 検定料併願割引

(単位:円)

一期A・B入試を受験する場合の検定料	一期A・Bとセンター試験利用入学試験(前期)入学試験を受験する検定料
25,000	33,000

併願割引は、同時出願の場合にのみ適用する。

2

(単位:円)

入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	図書費	学生厚生費
170,000	640,000	160,000	100,000	5,000	15,000

ただし、学則第46条別表2の規定に拘らず、令和元年度以前の入学生については次のとおりとする。

入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	図書費	学生厚生費
170,000	590,000	160,000	98,000	5,000	15,000

福岡工業大学短期大学部学位 (短期大学士) 規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第38条の規定に基づき、福岡工業大学短期大学部(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は情報工学とする。

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則37条の規定に基づき、卒業を認定された者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学位の授与は、教授会の議を経て、学長が行う。

2 学位記様式は、別表のとおりとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「福岡工業大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経る

ものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月17日から施行する。

別表

福岡工業大学短期大学部学長	氏名	印	〇〇年 〇月 〇日	短大印	〇〇年 〇月 〇日	氏名	第
							号
卒業証書・学位記							